

支援を要する幼児等の受け入れに関する検討について

1 主旨

現在、区立幼稚園等での支援を要する幼児※の受け入れについては、受入制限は設けていないため、募集定員に空きがある場合は全ての幼児を受け入れているが、申込者が募集定員を超えた場合は、支援の必要性を問わず、抽選により入園予定者を決定している。

令和7年度多聞幼稚園の3歳クラス入園募集において、定員数に対し2倍を超える申込み（38人）があったため、抽選での対応を行ったが、支援を要する幼児4名が全て抽選で外れる結果となった。

この結果や区立幼稚園集約化等計画の内容を踏まえ、発達に課題がある、または医療的ケアが必要な幼児に対し、一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場で実施できるよう支援を要する幼児の受入の仕組みを検討する。

※支援を要する幼児：幼稚園等における教育活動への参加にあたって、人的な支援が必要である幼児

2 区立幼稚園集約化等計画（令和4年8月策定）の内容を踏まえた対応

区立幼稚園集約化等計画において、今後の区立幼稚園・認定こども園のあり方として、私立幼稚園や保育所等と連携し相互に補完しながら、これまで培われてきた支援のノウハウや教育・保育内容等を活かし、引き続き、要支援児へのきめ細やかな対応を行うとともに、医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、医療的ケア児の対応に取り組み、インクルーシブな教育・保育を推進していくとしている。また、集約化後の各園の機能や役割としては、3歳児の段階から支援を要する幼児を含めた幼児の受け入れを行っていくことを基本とするとしている。

集約化先の施設については、バリアフリー化やエレベーターの増設など機能拡充に伴う改修工事を行う。

検討にあたっては、認定こども園多聞幼稚園も含め、各園の在園児数や区全体の乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランス、支援を要する幼児や医療的ケア児のニーズ等を踏まえ、具体的な定員等を定めるものとする。

3 支援を要する幼児の優先受入の検討

（1）検討の方向性

区では、これまで申込者数が定員数を超えた場合は、入園を希望する幼児の特性等にかかわらず、誰でも平等に抽選による選考を行ってきた。しかし、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、区としても、令和6年に「学校等における医療的ケア実施ガイドライン」、令和7年に「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定するなど、学校や幼児教育・保育施設に求められる役割が変化してきている。

また、区立幼稚園においては、在園児数の減少や支援を必要とする園児数の割合の上昇など、区立幼稚園を取り巻く状況も変化している。こうした状況の変化を踏まえ、区立幼稚園集約化等計画の考え方に基づき、今後の区立幼稚園での支援が必要な幼児の受入方法の見直しを行っていく。

(2) 前回の意見

①支援を要する幼児に向けた優先枠を設けると、別の事情のある家庭の幼児の入園が難しくなる。これまでの区立幼稚園等は、誰もが平等に入園できていたことも特色であるとする。

②区立幼稚園等の役割から、これまでも平等に受け入れてきたのであれば、優先枠はより障害の程度が重い幼児を対象に限定すべきではないか。通所施設へ通っているお子さんは大勢いる。私立幼稚園にも入園できている。

③区立幼稚園等はこれまでもインクルーシブな保育を行ってきた。優先枠を設けるとなった際にどう判断するのか難しいと感じている。

(3) 事務局案見直しの主な経緯

<前回の意見①、②に対する事務局の見解>

令和7年度の募集では、多聞幼稚園は抽選を行い待機児が出ている状況であり、集約化等計画で3歳からの医療的ケア児や支援が必要な幼児を受け入れていくことを表明しているにもかかわらず、実現できていない現状がある。区立幼稚園の平等の精神も鑑み、できるだけ優先の幅は狭め、区立幼稚園での支援が特に必要な幼児を対象とする必要がある。

<前回の意見③に対する事務局の見解>

客観的に判断できる書類の提出を求める必要がある。そのため、優先受入の対象は各種障害者手帳及び、主治医の意見書の提出者に限定する。

<各種障害者手帳の交付されている幼児、医師の診断を受けている幼児、医療的ケア児について>

・前回の意見を踏まえ、令和6年度、令和7年度の支援が必要な園児の情報を確認したところ、在園児のうち、医師の診断を受けている（保護者の申告）割合が12.3%、各種障害者手帳が交付されている割合は6.3%となっている。（令和6・7年の合計数から積算、医師の診断を受けている12.3%については、各種障害者手帳を交付されている幼児を含む）

（支援が必要な園児数の内訳）

令和6年度 4歳クラス24名 うち医師の診断あり11名（手帳持ち9名、医療的ケア児2名）

令和7年度 4歳クラス22名 うち医師の診断あり13名（手帳持ち3名、医療的ケア児1名）

・各種障害者手帳の交付を受けている幼児は愛の手帳が多く、医師からの診断を受けていると申告している幼児については、自閉症スペクトラムの症状が多い結果となった。

・区立幼稚園に入る前の集団生活の経験については、各種障害者手帳の交付を受けている又は医師の診断を受けている幼児の多くが、療育施設のみ経験か集団保育の経験がない割合が高く、一方で医師の診断がない幼児については、私立幼稚園や幼児教育・保育施設での集団生活の経験がある割合が高い。

小学校入学前の集団生活の経験について、個々人のもつ特性・特徴に関係なく、全ての人が参加できる環境で幼児教育を経験できるよう支援すべきとする。

（４）事務局案（当初案との比較）

以下の見直し案の条件に該当する幼児を優先的に受け入れることとする。

（当初案）以下の利用条件①～⑤のいずれかに該当する幼児を優先的に受け入れる。
① 身体障害者手帳の交付を受けている幼児
② 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている幼児
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている幼児
④ 世田谷区児童相談所、世田谷区立保健センター、ぷらみんぽーと、世田谷区発達障害相談・療育センター若しくは子育てステーション発達相談室において、障害の特性により支援の必要性があると認められた幼児、支援を受けている幼児又は医師により障害児と診断された幼児
⑤ 医療的ケアが必要な幼児（医療的ケアの内容については、学校等における医療的ケア実施ガイドラインに従う）



（見直し案）以下の利用条件①～⑤のいずれかに該当する幼児を優先的に受け入れる。
① 身体障害者手帳の交付を受けている幼児
② 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている幼児
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている幼児
④ 医療的ケアが必要な幼児（医療的ケアの内容については、学校等における医療的ケア実施ガイドラインに従う）
⑤ 医師により障害児と診断された幼児

４ 優先的に受け入れる人数の検討

（１）検討の方向性

支援を必要とする幼児が適切に教育・保育の機会を享受できるようにするため、優先受入の利用条件と合わせて、優先的に受け入れる人数を限定するか否かを検討する必要がある。

（２）前回の意見

①在園児全体に対する支援を要する幼児の割合については、幼稚園の保育が成立することと個別の支援とのバランスも検討しなければ区立幼稚園等の教育・保育の目的やあり方自体があやふやになってしまう。

②施設面積あたりの適切な人数や国が発表している割合の人数などを根拠とすることも考えられる。

（３）事務局案見直しの主な経緯

＜前回の意見①に対する事務局の見解＞

現在は募集定員に満たない場合はすべての申込者を受け入れており、支援を要する幼児の割合を考慮しておらず、支援を要する幼児の申込みが多い場合は、幼稚園職員の努力と介助員の配置で対応しているのが現状である。教育・保育の質を向上させるために検討する必要があるが、優先受入に上限を設けることについては検討の余地があるが、募集定員に満たない園において受入の制限を設けることは現在の制度上困難である。

＜前回の意見②に対する事務局の見解＞

国の示している基準は、あくまでも「幼稚園を設置するために必要な最低の基準」を示しており、区立幼稚園は集約化に伴い、４・５歳クラスは定員数を３４名⇒３０名にしていること、３歳については、同じ面積の保育室で１８名としていることから、施設の基準としては、最低基準を上回る状況となる。

※参考 幼稚園面積基準

園舎（３学級最低基準 420 m ² ⇒多聞 770 m ² ）	運動場（３学級最低基準 400 m ² ⇒多聞 1,023 m ² ）
１学級 180 m ²	１学級 330 m ²
２学級 320 m ²	２学級 360 m ²
３学級以上 １学級につき 100 m ² (320 m ² +100 m ² =420 m ²)	３学級 400 m ² ※４学級以上 １学級につき 80 m ²

認定こども園面積基準（幼児一人につき）保育室 1.98 m²（78人で154 m²）園庭 3.3 m²（78人で257 m²）

※参考 在園児数に対する支援が必要な幼児の割合 8.2%（国の全国調査結果）

＜見直し後の利用条件からの優先受入利用者数 想定＞

・優先受入の利用者数は多くても、多聞幼稚園で約５名（令和７年度申込者数３８名×１２．３％）、その他の区立幼稚園では約４名（定員数３４名×１２．３％）と想定する。

・各幼稚園で申込み状況により、偏りはあるものの、上記の人数であれば、今まで区立幼稚園で受け入れてきた人数と比較しても対応可能であるため、現時点では人数を限定する必要がないと考える。

（４）事務局案（当初案との比較）

以下の見直し案のとおり利用条件を満たす幼児を優先的に受け入れることとする。

（当初案）
（案１）利用条件を満たす幼児については、人数制限を設けず優先的に受け入れる。
（案２）利用条件を満たす幼児については、優先受入数を設け受け入れる。



（見直し案）
利用条件を満たす幼児については、人数制限を設けず優先的に受け入れる。